

会津大学部局長選考規程

(平成18年4月1日規程第30号)

改正 平成22年 3月 1日規程第5号

改正 平成25年 3月 4日規程第20号

改正 平成27年 4月 1日規程第11号

改正 2020年 3月29日規程第28号

改正 2023年 7月 1日規程第9号

改正 2024年 4月 1日規程第11号

改正 2025年11月 1日規程第19号

改正 2026年 4月 1日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）が設置する会津大学の部局長の選考の基準、選考及び任期について必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 部局長の選考は学長が行う。

(定義)

第3条 この規程において「部局長」とは、会津大学学内運営組織等に関する規程第2条に規定する部局長のうち、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 副学長
- (2) コンピュータ理工学部長
- (3) 学科長
- (4) 部門長
- (5) 文化研究センター長
- (6) 語学研究センター長
- (7) コンピュータ理工学研究科長
- (8) コンピュータ理工学研究科専攻長
- (9) 先端情報科学研究センター長
- (10) 情報センター長
- (11) 産学イノベーションセンター長
- (12) 復興創生支援センター長
- (13) 宇宙情報科学研究センター長
- (14) 企画推進本部長
- (15) 企画推進本部副本部長
- (16) 学生部長

(部局長の資格)

第4条 副学長は、本学の教員又は学外の有識者で、本学の理念を深く理解するとともに、

学長の補佐機関として、大学行政の運営能力を有する者とする。

- 2 コンピュータ理工学部長は、原則としてコンピュータ理工学部の専任の教授でなければならない。
- 3 コンピュータ理工学研究科長及びコンピュータ理工学研究科専攻長は、原則としてコンピュータ理工学研究科の専任の教授でなければならない。
- 4 前3項に定めるものを除くほか、部局長は、原則として本学の専任の教授でなければならない。ただし、産学イノベーションセンター長、復興創生支援センター長、企画推進本部長、企画推進本部副本部長及び学生部長は、学長が必要と認めるときは、この限りでない。

(選考の時期)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、部局長の選考を行う。

- (1) 部局長の任期が満了するとき。
- (2) 部局長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部局長が欠員となったとき。

2 部局長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(部局長の任期)

第6条 部局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の場合における後任者の任期は、前任者の残期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、副学長の任期の終期は、学長の任期の終期と同一とする。ただし、学長が辞任し、又は欠員となった場合における副学長の任期は、新学長が就任するまでとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。
- 2 2026年4月1日以降最初に選任される部局長の任期の終期は、第6条第1項の規定にかかわらず2027年3月31日とする。

附 則

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。